

新潟県条例第28号

新潟県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 <u>削除</u></p> <p>（基準の緩和等）</p> <p>第5条 <u>前条</u>の規定にかかわらず、知事は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、営業の形態その他特別な事情により<u>前条</u>に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>別表第1 <u>削除</u></p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1) 施設の構造</p> <p>ア <u>施設（食品及び添加物（以下「食品等」という。）、器具並びに容器包装を取り扱う場所（製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所をいう。以下「食品取扱場</u></p>	<p>（管理運営の基準）</p> <p>第3条 <u>法第50条第2項に規定する営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合は別表第1に定める基準</u></p> <p><u>(2) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合は別表第1の2に定める基準</u></p> <p>（基準の緩和等）</p> <p>第5条 <u>前2条</u>の規定にかかわらず、知事は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、営業の形態その他特別な事情により<u>前2条</u>に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準</p> <p>（略）</p> <p>別表第1の2（第3条関係）</p> <p>危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準</p> <p>（略）</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 共通基準</p> <p>(1) 施設の構造</p> <p>ア 施設は、公衆衛生上支障のない場所にあること。</p>

<p>という。)、客室、更衣室、休憩室、機械室、倉庫、廊下、便所等をいう。以下同じ。)は、公衆衛生上支障のない場所にあること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 食品取扱場の内壁及び天井は、明色で隙間がなく、清掃がしやすい構造であること。</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 給水及び廃棄物処理</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 食品取扱場には、耐水性で、十分な大きさの蓋付廃棄物容器があること。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>イ～オ (略)</p> <p>カ 食品取扱場の内壁及び天井は、明色ですき間がなく、清掃がしやすい構造であること。</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 給水及び廃棄物処理</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 食品取扱場には、耐水性で、十分な大きさのふた付廃棄物容器があること。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第3条に規定する基準については、この条例の施行の日から起算して1年間は、なお従前の例による。